

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2021年12月13日(月)

今週のことば

LIBOR(ロンドン銀行間取引金利)
貸出や債券、デリバティブなど幅広い金融
商品・取引における金利の参照指標として
長年にわたり世界中で利用されてきた
が、一部を除き本年末で公表停止となる。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

12/13(月) 友引

14(火) 先負

15(水) 仏滅 年賀郵便特別扱い開始

16(木) 大安 欧州連合(EU)首脳会議

17(金) 赤口

18(土) 先勝

19(日) 友引

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

12/6(月)	27,927 ▼102	113.14 △0.23
7(火)	28,456 △529	113.63 ▼0.49
8(水)	28,861 △405	113.40 △0.23
9(木)	28,725 ▼136	113.48 ▼0.08
10(金)	28,438 ▼287	113.58 ▼0.10

令和4年度税制改正大綱(主な中小関連)

◎中小企業における所得拡大促進税制の拡充……中小企業者等が国内雇用者の給与等支給額を増加させた場合の税額控除制度における上乗せ措置について、①雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加の場合は控除率を15%加算、②教育訓練費が前年度比10%以上増加の場合は控除率を10%加算します。これにより、最大40%の控除が受けられます。

◎法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長……非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置は「特例承継計画」を都道府県知事に提出した場合が適用対象となりますが、その提出期限を令和6年3月まで1年間延長します。

◎改正電帳法による電子取引データの保存に関する猶予措置……電子帳簿保存法の改正により、令和4年1月から電子データで授受した請求書や領収書等の取引情報は一定要件に従ってデータのまま保存することが求められていましたが、税務署長が要件に従って保存できない「やむを得ない事情」があると認め、書面による提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合は、令和5年12月まで書面による保存が容認されます(手続は不要)。

◎インボイス発行事業者の登録に係る見直し……令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、免税事業者も施行日から令和11年9月までは課税期間の途中から適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

◎土地(商業地等)に係る固定資産税の負担調整措置……土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%(現行5%)に緩和します。

■この記事の詳細は、情報BOX201547

上場株式等に係る確定申告の注意点

上場株式等の取引について、特定口座(源泉徴収あり)を利用している場合は原則、確定申告をする必要はありませんが、譲渡損失の繰越控除や、複数の口座間で損益通算する場合は、確定申告をする必要があります。

特定口座(源泉徴収あり)で申告しない場合は、譲渡益等がいくらであっても配偶者控除や扶養控除などを判定する際の「合計所得金額」に含まれないため問題ありません。

ただし、繰越控除の適用などで確定申告をした場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため、配偶者控除などに影響が出る可能性がありますので注意しましょう。

来年から変わる傷病手当金の支給期間

傷病手当金は、業務外の病気やケガにより被保険者が療養中の場合に受けることができますが、現行の支給期間は、同一の傷病について支給を開始した日から最長1年6カ月間となっており、復職して支給されていない期間があっても支給開始日から1年6カ月後に満了となっていました。

改正により来年1月からは、支給された期間での通算となります。なお、改正前に支給されており、本年末において支給期間が1年6カ月を経過していない場合も改正後の取扱いが適用されます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年度税制改正大綱の概要（主な中小企業関連）

◆中小企業における所得拡大促進税制の拡充

中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を次のとおり見直しを行った上、その適用期限を1年延長する。

- ・雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する。
- ・教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上である場合には、税額控除率に10%を加算する。

◆法人版事業承継税制の特例承継計画の提出期限延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置は令和9年（2027年）12月までの時限措置であり、令和5年（2023年）3月末までに「特例承継計画」を提出した場合が対象となるが、新型コロナの影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、特例承継計画の提出期限を令和6年（2024年）3月末まで1年間延長する。

◆改正電子帳簿保存法による電子取引データの保存に関する猶予措置

電子帳簿保存法の改正における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年（2022年）1月から令和5年（2023年）12月までの2年間に保存義務者が行う電子取引は、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて、やむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずる。

※上記措置の適用については、保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮する。

◆適格請求書等保存方式に係る見直し

適格請求書発行事業者の登録について、次の見直しを行う。

- ・免税事業者が令和5年（2023年）10月から令和11年（2029年）9月までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができることとする。
- ・上記の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く）の登録日の属する課税期間の翌課税期間から登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間は、事業者免税点制度を適用しない。

◆土地に係る固定資産税等の負担調整措置

土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行5%）を加算した額（当該額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額）とする。

◆少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の見直し

近年、増加している節税スキームに対処するため、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度等について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものを除外する。

◆外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し

輸出物品販売場において免税で購入することができる非居住者の範囲について、令和5年（2023年）4月から次の見直しを行う。

- ・在留資格をもって在留する非居住者は、短期滞在、外交又は公用の在留資格を有する者に限る。
- ・日本国籍を有する非居住者は、国内に2年以上住所及び居所を有しないことについて、在留証明又は戸籍の附票の写しにより証明された者に限る。

◆その他

- ・オープンイノベーション税制について、対象に設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行った上で2年間延長。
- ・地方拠点強化税制について、雇用者増加要件の撤廃や情報サービス事業部門の対象への追加など、地方に移転する企業の実態を踏まえた見直しを行った上で2年間延長。